## 職員の懲戒処分について

職員の懲戒処分について、地方公務員法第29条の規定に基づき、下記のとおり処分を行いました。

記

1 被処分職員、処分の種類及び内容、事案の概要

被処分職員A	処分の種類・内容	事案の概要
滝川消防署		職員Aは、複数の営利企業に従事し、
消防士長(20代男性)	停職3月	報酬を得ていたもの

- ※ 処分日と同日付で依願退職
- ※ なお、併せて、所属上司である当時の滝川消防署長及び江竜支署長に対しては「厳重注 意」とする服務上の措置を行いました。

## 2 処分日

令和元年7月31日

## 3 消防長コメント

住民の生命と財産を守ることを本務とする消防職員としてあるまじき非違行為であり、住民の皆様から寄せられた信頼を大きく損なうことになり、誠に遺憾、心から深くお詫び申し上げます。

今後、このようなことが起こらないよう、全職員に対し服務規律の順守を徹底し、住民の皆様からの信頼回復に努めてまいります。

滝川地区広域消防事務組合消防長理 塀 仁 浩

## 4 問合せ先

滝川地区広域消防事務組合消防本部総務課 電話 0125−23−0119